

宿毛市地域クラブ設立の手引き

令和6年2月

宿毛市教育委員会

目 次

1 「宿毛市地域クラブ設立の手引き」策定に当たって	・ ・ ・ ・ 2
(1) 背景	・ ・ ・ ・ 2
(2) 趣旨	・ ・ ・ ・ 2
2 地域クラブ活動	・ ・ ・ ・ 3
(1) 宿毛市が認定する地域クラブの要件	・ ・ ・ ・ 3
(2) 参加者	・ ・ ・ ・ 3
(3) 指導者	・ ・ ・ ・ 4
3 地域クラブ活動の運営	・ ・ ・ ・ 4
(1) クラブ規約等の策定	・ ・ ・ ・ 5
(2) クラブ運営方針の策定	・ ・ ・ ・ 5
(3) 競技団体や大会等への参加登録	・ ・ ・ ・ 5
(4) 適切な休養日等の設定	・ ・ ・ ・ 6
(5) 活動場所	・ ・ ・ ・ 6
(6) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減	・ ・ ・ ・ 7
(7) 保険への加入	・ ・ ・ ・ 7
(8) 地域クラブと学校等の連携	・ ・ ・ ・ 7
(9) 教員等が兼職兼業を行う場合の条件等	・ ・ ・ ・ 7
(10) 宿毛市職員その他の者が兼職兼業を行う場合の条件等	・ ・ ・ ・ 11
4 宿毛市地域クラブ認定について	・ ・ ・ ・ 11
(1) 宿毛市からの支援	・ ・ ・ ・ 11
(2) 宿毛市地域クラブ認定申請	・ ・ ・ ・ 11
(3) 宿毛市地域クラブ認定の決定及び通知	・ ・ ・ ・ 11
(4) 活動計画の変更等	・ ・ ・ ・ 12
(5) 活動報告書の提出	・ ・ ・ ・ 12
(6) 宿毛市地域クラブ認定不決定クラブ及び未申請クラブ	・ ・ ・ ・ 12
(7) 宿毛市地域クラブ認定取り消し	・ ・ ・ ・ 12
5 個人情報の取り扱いについて	・ ・ ・ ・ 12
6 関係法令	・ ・ ・ ・ 13

1 「宿毛市地域クラブ設立の手引き」策定に当たって

(1) 背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、宿毛市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進む中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。

(2) 趣旨

国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかな改革に取り組む、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。

円滑に地域移行を進めていくために、宿毛市では、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

そこで、宿毛市や高知県、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていき、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化芸術クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するため、「宿毛市地域クラブ設立の手引き」を策定することとした。

宿毛市の学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本手引きを踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めていく。

2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

（１）宿毛市が認定する地域クラブの要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。

宿毛市が認定する地域クラブは、以下の①～⑧の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は原則として宿毛市地域クラブの対象としない。

- ① 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- ② 学校部活動（学校に地域クラブが所管しようとする部活動がない場合も含む）を引き受ける団体であること
- ③ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- ④ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理されていること
- ⑤ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向け、必要に応じて学校と連携する体制が整っていること
- ⑥ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または宿毛市が基準として示す指導者資格を有していること
- ⑦ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- ⑧ 適切な活動時間や休養日等を設定していること

（２）参加者

従来の学校部活動に所属している生徒だけでなく、今まで学校部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障害のある生徒等を含めて、参加を希望する全ての生徒を対象とする。

(3) 指導者

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であること。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組む、以下の①～⑤の全てを満たす者とする。

- ① 成人（満 18 歳）に達していること（学生を含む）
- ② 宿毛市、高知県、国の指導方針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など）
- ③ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条各号に該当しないこと
- ④ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと
- ⑤ 以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する者
 - （ア） 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - （イ） 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者（スポーツ指導者資格等）
 - （ウ） 学校教育法第 1 条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動で指導実績のある者
 - （エ） 市内各運動競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者
 - （オ） 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍かつ当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、出身学校、専門学校、大学の関係者から指導者として適格であると推薦された者
 - （カ） その他、宿毛市または高知県が定める研修会を修了した者

3 地域クラブ活動の運営

地域クラブは、宿毛市や高知県の方針、国のガイドライン、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守し、生徒それぞれの志向にあった活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約等の策定、人員体制の整備等を行う。

また、移行期においては、活動の運営方針、月間・年間の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、適切な管理を行う。

(1) クラブ規約等の策定

地域クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すためにクラブ規約等を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ること。

《参考》クラブ規約等の構成例

- 1 総則（クラブの名称と所在地）
- 2 目的
- 3 事業
- 4 会員（資格、手続き、会費等）
- 5 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務等）
- 6 会議（総会や運営委員会等の運営組織とその役割）
- 7 会計（会計年度、会計の原則、資金の管理等）
- 8 規約の改定
- 9 クラブの解散
- 10 附則（施行日等）

(2) クラブ運営方針の策定

地域クラブは、上述の規約等に基づいて、「運営方針」を策定し、活動の方向性を示す。

地域クラブの「運営方針」策定に当たって、生徒の中には、より上位の大会やコンクールを目指すだけでなく、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮すること。

《参考》クラブ運営方針の内容例

- ・ 活動の目的・育てたいクラブ加入者像・向上させたい力
- ・ 具体的な手立て・活動時間、休養日等

(3) 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- ① 地域クラブとして大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、運営団体は、移行期において、登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮すること
- ② 中体連等が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認すること

- ③ 地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営にスタッフとして積極的に参加すること

(4) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、休養日・活動時間を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブと学校を中心とした関係者が連携し調整を図る。

① 休養日

- (ア) 学校の学期中は、週2日以上休養日を設けることとし、平日は少なくとも1日以上、休日も少なくとも1日以上を休養日とすること（休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること）
- (イ) 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えること
- (ウ) 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること

② 活動時間

- (ア) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと
- (イ) 大会等（遠征・合宿・練習試合を含む。）は、上記の練習時間とは別にされるが生徒の健康・安全を第一に考えること
- (ウ) 地域や学校の実態を踏まえて活動時間は工夫すること（定期試験前後の一定期間に休養日を設ける、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等）

(5) 活動場所

活動場所は、市内各中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、学校施設等を利用する際は、施設の設置者の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

移行期においては、学校施設で学校部活動が行われていることが想定されるため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合

合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

(6) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

地域クラブは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

また、地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(7) 保険への加入

地域クラブは、指導者や参加する生徒等に対して、事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。

(8) 地域クラブと学校等の連携

生徒は地域クラブ活動に加え、地域の活動や、移行期には学校部活動も行いうなど、多様な活動をすることが想定される。

そのため、心身に負担がかかり、健全な発育・発達に弊害が出ることをのめないよう、地域クラブは学校と活動内容等の情報を共有し、活動過多の予防に資する。

地域クラブ活動を実施する中で、学校行事が大会・試合等（前後泊など移動を含む）と重複することが想定されるが、地域クラブは原則として学校行事を優先させるよう十分配慮する。

また、地域クラブの指導者及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。

(9) 宿毛市の教員等が兼職兼業を行う場合の条件等

宿毛市立学校に勤務する教員等（以下、「教員等」といい、常勤・非常勤を問わず、事務職員等も含む。）が地域クラブ活動に従事し、兼職兼業を行う場合、教員等は、次の項目をすべて満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。（※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要）

(ア) 当該教員等が希望していること

(イ) 地方公務員法第 38 条や教育公務員特例法第 17 条の規定に基づいていること

(ウ) サービスを監督する教育委員会の許可を得ること

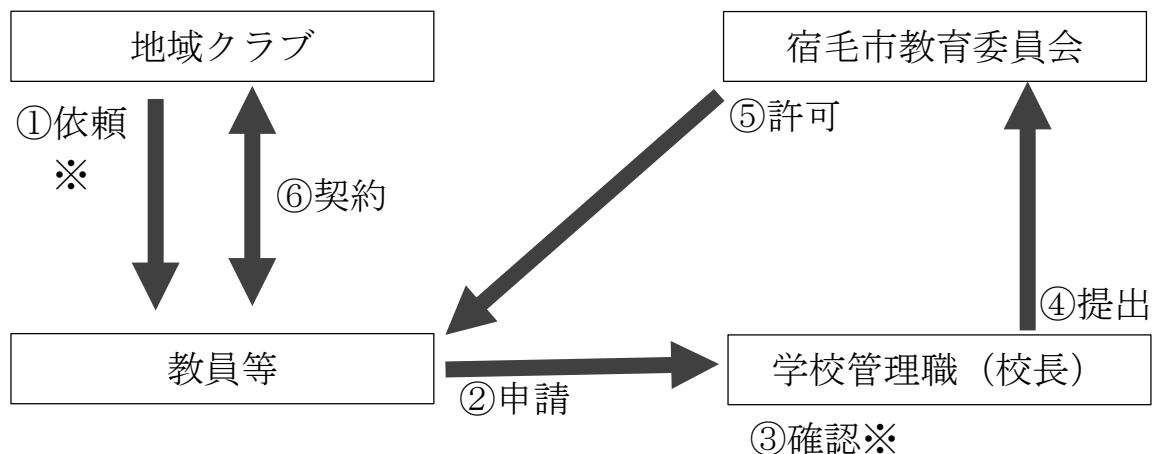
地域クラブ活動に従事することを希望する教員等については、学校以外の団体から報酬を受けて従事することになる可能性があるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、校長等へ相談・了承の上、サービスを監督する宿毛市教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動に従事することとなる。

教員等の兼職兼業の許可手続きの流れは、下記のとおりである。

根拠法令	・地方公務員法第 38 条（営利企業への従事制限） ・教育公務員特例法第 17 条（兼職及び他の事業等の従事）
許可申請手続き	1 申請者は(1), (2)を校長に提出 (1) 兼職兼業許可申請書【許可様式 1】 (2) 以下の内容が分かる文書【許可様式 2】 ☐ 事業内容（指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等） ☐ 雇用形態 ☐ 雇用期間 ☐ 業務内容 ☐ 報酬 ☐ 指導者や生徒に対する保険への加入状況 ☐ 活動（従事予定時間）等の計画表 2 校長は、申請者から提出された(1), (2)について、許可要件に照らして確認後、(1), (2)及び兼職事業内容整理表【許可様式 3】を宿毛市教育委員会へ提出（周囲による黙示的な圧力により、無理に希望させられないことがないよう、校長は申請者の意志等をよく確認すること） 3 宿毛市教育委員会は、提出文書を確認後、申請者に許可の可否を通知
許可要件	1 依頼元や従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていること ☐ 事業内容や雇用形態、期間や業務内容、報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であるか。 ☐ 「適切な休養日の設定」等、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（R4. 12 スポーツ庁・文化庁）を遵守しているか。 2 勤務や部活動と実質的に区分けされていること ☐ 地域クラブ活動の指揮命令系統、実施場所、指導体制、活動

	形態、活動内容等が、実質的に学校の業務と区別されているか。 3 教員等の健康及び福祉の確保が図られていること ☐ 申請者の勤務状況から、時間外在校等時間と地域クラブ活動時間の合計が、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内となることが見込まれるか。 ☐ 地域クラブ活動の従事によって、時間的、精神的又は、肉体的に公務員としての職務遂行に支障をきたすおそれがないか。 4 その他、学校業務の遂行に支障が出ないこと ☐ 児童生徒の学びの保障等の学校や教員等の本務に支障がないか ☐ 地域クラブ活動に従事する予定であった時間に、教員等としての勤務が急遽必要となった場合には、教員等としての勤務に当たることができるか。
--	---

宿毛市の教員等が兼職兼業を行う場合のイメージ



※① 地域クラブは、教員等が望んでいないにも関わらず、周囲からの要望や同調圧力等から教員等が断れない状況が生じることがないように十分留意すること

※③ 校長は、本務への支障の有無など当該教員等の勤務実態を勘案すること

① ボランティアとして地域クラブ活動に従事する場合

地域クラブ活動に従事することを希望する教員等が、業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁済のみの支給で従事する場合、宿毛市教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。(一般に、校長等への事前相談等についても、必ずしも必要

ではない。)

ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、宿毛市教育委員会の兼職兼業の許可が必要になるので、校長等へ事前相談を行う。

活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなるため、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われるので留意する。

② 大会スタッフとして大会運営に参画する場合

これまで、大会運営に従事する際に、教員等の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にあったが、教員等の労務管理や服務監督の観点から、その身分等について明確にすることが重要である。

大会スタッフとして大会運営への参画を希望する教員等は、大会の主催者からスタッフになることを委嘱され、委嘱報酬を得て大会主催者の一員として大会に従事する場合、大会主催者が官民にかかわらず、宿毛市教育委員会の兼職兼業の許可が必要になる。

このため、手続きとしては、大会主催者からの依頼を基に教員等から校長等へ相談し、了承の上、宿毛市教育委員会の兼職兼業の許可を求める。

また、大会が教員等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて、職務専念義務の免除の承認手続きが必要となるので、同様に、校長等への相談を経て宿毛市教育委員会に承認を求める。

活動中の事故等の責任は一義的には大会主催者が負うこととなるが、大会スタッフとして責任等が問われることがあるので大会主催者に確認する。

このため、事故等に備えた保険に大会主催者が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望ましい。

③ 事故が発生した際の責任・対応について

事故が発生した場合の責任主体は、地域クラブや大会の主催者が責任を負うことになるが、地域クラブ活動に従事している教員等にも責任がある場合、当該教員等のサービスの取扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に地域クラブとの関係において対応がなされるものである。（なお、教員等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事項は、当然従う必要がある。）

また、本人に事故があった場合には、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に地域クラブとの関係において対応がなされるものである。（地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本ス

スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されない。）

(10) 宿毛市職員その他の者が兼職兼業を行う場合の条件等

宿毛市職員が地域クラブ活動に従事し、兼職兼業を行う場合、宿毛市総務課に許可を取る。その他の者が地域クラブ活動に従事し、兼職兼業を行う場合、所属する企業等に許可を取る。いずれの場合も許可書は任意とする。

4 宿毛市地域クラブ認定について

(1) 宿毛市からの支援

宿毛市地域クラブに認定された団体については、以下①～③までの支援を一定期間、宿毛市が行うこととする。

- ① 認定を受けた団体が活動するために必要となる費用の補助（クラブ設立時に必要となる用品等）

※令和6年度以降、高知県子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金等を財源として補助要綱を設置予定

- ② 公共のスポーツ・文化芸術施設の低廉な利用料での利用を認めるほか、地域の中学校をはじめとする学校施設及び社会施設利用の優先的な許可
- ③ その他、団体の運営（各種手続き）に関する補助

(2) 宿毛市地域クラブ認定申請

認定を受けようとする団体は、申請書（様式第1号）により、関係資料を添えて申請を行うものとする。

なお、認定を受けようとする団体は、前年度末の3月31日までに提出しなければならない。

(3) 宿毛市地域クラブ認定の決定及び通知

宿毛市は、宿毛市地域クラブ認定申請を受けたときは申請内容を審査し、認定の決定をするものとする。

宿毛市は、認定を決定したときは、宿毛市地域クラブ認定通知書（様式第3号）により、不決定したときは、認定不決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

宿毛市は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

(4) 活動計画の変更等

宿毛市地域クラブ認定団体は、認定決定後、活動内容を著しく変更、または活動を中止しようとするときは、あらためて活動計画書、もしくは書面を宿毛市に提出する。

(5) 活動報告書の提出

認定された地域クラブは、活動が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日、または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、活動完了報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(6) 宿毛市地域クラブ認定不決定クラブ及び未申請クラブ

宿毛市地域クラブに申請し、不決定もしくは申請手続きを行っていないクラブにおいて、怪我や運営、活動場所等のトラブルが発生した場合、宿毛市及び学校側においては一切責任を負わない。

(7) 宿毛市地域クラブ認定取り消し

宿毛市地域クラブ認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- ① 申請内容に虚偽の申告があったとき
- ② 地域クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき
- ③ 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ④ その他、地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき

5 個人情報の取り扱いについて

宿毛市地域クラブ認定申請書等に記載された内容については、地域クラブの円滑な運営を目的として、宿毛市教育委員会が主管する会議等に提供するため、参加者、指導者、地域クラブ構成員等に同意を得た上で申請書等を提出する。

なお、上記の目的以外には利用しない。

6 関係法令

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員については、この限りでない。

教育公務員特例法第17条（兼職及び他の事業等の従事）

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。